コンペ実施要領等に関する質問への回答

No.	資料名称	該当箇所	質問内容	回答
1	資料１ 企画コンペ実施要領	２参加者の資格要件等	参加資格の要件⑴について 実績については市町村工事請負も実績工事に該当するものかどうかを知りたい。	・市町村の受託実績も該当します。
2	資料１ 企画コンペ実施要領	４企画提案書等について ⑴企画提案書の作成 ア 業務提案内容	耐久性については　防腐剤の使用指定はないという認識で良いか。	・防腐剤の使用指定はありません。
3	資料２ 業務仕様書	２仕様詳細 ⑵ 材質等について	イ「いわての森林づくり県民税」のロゴについて、ロゴのサイズは？またロゴプレートも木製で良いか。	・ロゴのサイズについての指定はありません。また、ロゴプレートの材質についても指定はありません。
4	資料１ 企画コンペ実施要領	４企画提案書等について ⑵積算内訳書の作成	積算内訳書について、経費を積み上げた金額から値引きを行う場合、内訳に「値引き」の項目を設けて記載する方法は認められますか。	・値引きの記載は認めません。
5	資料１ 企画コンペ実施要領	５受託候補者の選定方法等に関する事項 ⑴受託候補者の選定方法	値引きの項目を設けて記載する場合、値引き後の積算額（４⑵アにより100分の10に相当する額を加算した金額）が委託料の上限額以内であれば、値引き前の金額が委託料の上限額を上回っていても、５⑴なお書きの「委託料の上限額を超えている場合」には当たらないと理解してよろしいでしょうか。	・値引きの記載は認めません。
6	資料１ 企画コンペ実施要領	４企画提案書等の作成について ⑵積算内訳書の作成	値引きの記載が認められない場合は、積算内訳書の各項目の単価を、値引き後の金額で記載する方法でよろしいでしょうか。	・貴社において定めた金額で記載願います。
7	資料２ 業務仕様書	１業務概要 ⑶業務内容	仕様書１⑶アの「設置」について、本業務の予算の範囲では、各設置個所の既設の敷石の上に据え置く方法（地面や敷石への固定を行わない方法）を前提とし、地面や敷石への固定（アンカー等）は本業務に含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	・本業務はベンチを敷石の上に設置することを前提としているものではありません。固定については、お見込みのとおりです。

8	資料２ 業務仕様書	１業務概要 ⑶業務内容	仕様書１⑶アの業務内容（企画デザイン、製作、設置）には、別紙１の設置個所にある既設のベンチ等の撤去及び処分は含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
9	資料２ 業務仕様書	１業務概要 ⑶業務内容	別紙１の設置個所で既設のベンチが据えられている敷石（コンクリート製）には、傾きや位置のずれが見られる個所があります。本業務では、ベンチをこの敷石の上に据え置くことを前提としております。敷石の補修（据え直し等）及び維持管理は仕様書１⑶アの業務内容に含まれず、県（施設の管理者）において行われるものと理解してよろしいでしょうか。また、ベンチの設置までに、県において必要な補修を行い、ベンチを据え置ける状態としていただけるものと理解してよろしいでしょうか。補修を行わない個所や、補修が設置に間に合わない個所がある場合の扱い（設置時期の調整、現状の敷石の上への設置等）についても、ご教示ください。	・本業務はベンチを敷石の上に設置することを前提としているものではありません。なお、具体的な設置箇所については、業者決定後に協議のうえ、調整させていただきます。
10	資料２ 業務仕様書	２仕様詳細 ⑵材質等について	プレートに焼き印する「いわての森林づくり県民税」のロゴについて、作成用のデータを県からご提供いただけますか。また、ロゴの使用に当たっての規定があればご教示ください。	・ロゴは県からデータを提供します。 ・ロゴの使用に当たっての規定はありませんが、ロゴの改変及び新たな要素の追加はせずに使用願います。
11	資料２ 業務仕様書	２仕様詳細 ⑵材質等について	同ロゴの焼き印の型について、県から貸与いただけるものはありますか。	・焼き印は貸与用として３台用意しています。（サイズ：縦2.5㎝×横７㎝）
12	資料２ 業務仕様書	１業務概要 ⑷設置場所 ⑸委託期間	冬期間（12月から3月）に、別紙１の各設置個所への車両の乗り入れ及び設置作業について、制限（区域、期間、時間帯等）はありますか。	・車両の乗り入れ及び設置作業については、業者決定後に協議のうえ、調整させていただきます。
13	資料１ 企画コンペ実施要領	３企画コンペ手続き等に関する事項 ⑷参加資格の確認	個人事業者が参加する場合、参加資格確認書類の「直近の財務諸表」は、直近年分の確定申告に係る決算書（青色申告決算書等）の写しでよろしいでしょうか。不足がある場合は、個人事業者が提出すべき書類をご教示ください。	・直近年分の確定申告に係る決算書（青色申告決算書等）の写しで問題ありません。